

策定年度	平成 16 年度
変更年度	平成 19 年度

## 豊橋市水田農業ビジョン

平成 1 9 年 4 月

豊橋市水田農業推進協議会

## (1) 水田農業の改革の基本的な方向

### 地域農業の特性

豊橋市は愛知県の東南端に位置し、東は静岡県に境を接し概ね平坦な地形と穏やかな気候により農業生産に恵まれた地域である。

水田面積は2397.4ha(注1)で、市の西部を中心として水稲主体地域が広がっており、米の農業算出額は24億4千万円で農業算出額全体513億5千万円のわずか4.8%にすぎない(注2)。それに比べ、野菜については274億3千万円で全体の53.4%を占めており、構造的には、本市の農業は野菜を中心に、果樹、畜産など多彩な農業が展開されている。

本市の水稲生産農家の経営規模は小規模経営農家が多く、その多くは自家消費中心の農家となっている。このような中小規模の農家は当然品質の向上や価格動向にも関心は少なく、今後本市の水田農業を担っていくべき農家とはなりえないと考えられる。また、ほとんどが兼業で、後継者が少ない状況になっているため、このまま放置すれば、高齢化とともに水田の耕作放棄増加が懸念される状況にある。

このような兼業を主体とした自家消費農家が多い経営構造のため、担い手への利用集積が進まない状況が長年続いてきたが、平成12年度から始まった水田農業経営確立対策事業、平成16年度からの水田農業構造改革対策事業の推進により、麦、大豆の作付けを中心として集積が進んできている。これを主に引き受けているのは、稲作の作業受託農家で構成される「豊橋農協受託協議会」(注3)の会員で、これらの会員を中心にした利用集積や作業受託は着実に進みつつある。

### 作物振興及び水田利用の将来方向

#### 振興すべき作物は水稲・麦・大豆・飼料作物

水田所有の構造は、今後も変化する見込みがないことと兼業農家の高齢化がいつそう進んでいくことが予想されることから地域の担い手により水田機能を保持し、かつ、機械化による効率的経営が可能な作物である水稲・麦・大豆・飼料作物を振興すべき作物と位置付け、消費者・実需者ニーズに対応できる品質を目指すとともに、水田における土地利用型農業の活性化を目指す。

水稲については、水系に沿った形で担い手に集積をすすめ、地域や関係機関と連携し、集団化しやすい体制づくりを推進する。集積した水田では、水稲の直播栽培により作業時期の分散化を図り、経営面積拡大を目指す。また減農薬栽培等、付加価値の高い消費者ニーズに対応した米の生産を推進するとともに、地元産米の消費拡大を目指し、販売促進活動を行う。

麦や大豆については、担い手農家の経営安定とともに自給率向上に寄与するためにも、引き続き連作障害や湿害に対処できる団地化及び一旦は収束したブロックローテーションの取り組み等を地域に働きかけながら、品質向上を目指して推進していく。

また、品質・価格・運搬等の条件次第では需要が見込まれる飼料作物の作付けや堆肥の利用など耕畜連携の取り組みについても推進していく。

(2) 具体的な目標

作物作付け及びその販売の目標(水稲・麦・大豆・飼料作物の作付目標と販売目標)

水稲については自家消費中心の農家が多いため、農協の販売計画は必ずしも作付面積に反映しないが、麦・大豆についてはほとんど全てが担い手により生産されているため、販売計画はそのまま作付計画に反映する。

これまでは、これらの作物については全量全農出荷(経済連出荷)を基本としていたため、生産者の意向を基に作付面積が決定され、生産者の出荷希望数量がそのまま販売数量となっていたが、今後は、販売計画に基づき作付計画が決定される方向へと転換していく。

また、大豆の販売については平成14年産から全農を通じての地元実需への販売が開始されており、今後も地産地消の取り組みを進めていく。麦については全農出荷となっている。

水稲については、計画流通制度の廃止に伴って販売競争が激化しているため、経済連の買入れ可能数量を的確に把握し、早めに販売先の確保を図るとともに、グリーンセンターなど農協系統での地元直接販売を増やしていくこととする。

なお、飼料作物については、耕畜連携を基本とするため、畜産農家との相対契約での販売を進める。したがって、集荷・販売を行っていない農協での販売計画は立てられないので、数値での目標は作付面積目標のみとする。

作付面積目標

単位 h a

作物名		現状	H 1 9	H 2 0	H 2 1
		H 1 8	目標	目標	目標
水稲	コシヒカリ	205.3	210.0	215.0	215.0
	あきたこまち	48.8	45.0	40.0	40.0
	祭り晴	19.0	15.0	13.0	13.0
	あいちのかおり	162.6	168.0	170.0	170.0
	その他うるち	1.4	1.0	1.0	1.0
	もち	1.1	1.0	1.0	1.0
	計	438.2	440.0	440.0	440.0
麦	農林61号	19.4	20.0	20.0	20.0
大豆	フクユタカ	13.4	20.0	20.0	20.0
飼料作物	全ての飼料作物	0	3.0	4.0	5.0

水稲の数値は販売目標を面積換算したものである。(換算単収・・・509 kg)

麦・大豆の現状及び目標となる数値は担い手による助成対象面積数値である。

飼料作物の数値は利用供給契約書などにより販売が確認された面積である。

## 販売目標

単位 t

作物名		現状	H 1 9	H 2 0	H 2 1
		H 1 8	目標	目標	目標
水稲	コシヒカリ	1045.1	1068.9	1094.3	1094.3
	あきたこまち	248.9	229.0	203.6	203.6
	祭り晴	97.0	76.4	66.2	66.2
	あいちのかおり	827.7	855.1	865.3	865.3
	その他うるち	7.2	5.1	5.1	5.1
	もち	5.9	5.1	5.1	5.1
	計	2231.8	2239.6	2239.6	2239.6
麦	農林61号	47.9	54.0	54.0	54.0
大豆	フクユタカ	12.0	24.0	24.0	24.0

水稲・麦・大豆の現状及び目標数値は豊橋農協の販売実績及び販売目標数値である。

今年度販売計画

単位 t

作物名	販売先					
	愛知経済連	Aコープ等(グリーンセンター含む)	清和物産(株)	東三河食糧販売組合	その他	合計
コシヒカリ	895.0 (873.3)	75.0 (62.9)	73.0 (61.7)	25.9 (22.7)	(24.4)	1068.9 (1045.0)
あきたこまち	195.0 (216.9)	5.0 (0)	20.0 (23.3)	9.0 (8.6)	(0)	229.0 (248.8)
祭り晴	50.0 (59.4)	15.0 (12.6)	7.0 (4.8)	4.4 (0.5)	(19.4)	76.4 (96.7)
あいちのかおり	680.0 (660.5)	95.0 (81.2)	50.0 (36.9)	30.1 (20.9)	(28.0)	855.1 (827.5)
その他うるち	2.0 (2.1)	(0)	1.6 (2.5)	1.5 (2.5)	(0)	5.1 (7.1)
もち	2.7 (2.9)	2.4 (2.7)	(0)	(0)	(0.2)	5.1 (5.8)
計	1824.7 (1815.1)	192.4 (159.4)	151.6 (129.2)	70.9 (55.2)	(72.0)	2239.6 (2230.9)
農林61号	54.0 (47.9)					54.0 (47.9)
フクユタカ	24.0 (12.0)					24.0 (12.0)

数値は全て豊橋農協の販売計画数値である。( )は前年実績

## 担い手の明確化、担い手への土地利用集積の目標

### 担い手の明確化、育成の将来方向

豊橋農協受託協議会メンバー（会員数20（注4））のうち、認定農業者（17名（注5））を本市の水田農業の担い手と位置付ける。なお、当面の目標年度である平成21年度までに、会員全てを認定農業者とすることを目標とする。集積率については25.6%（613.2ha / 2397.4ha）を目標とし、地域の実情に応じた貸借等による利用集積、農作業受委託の促進を図り、農地の集団化、担い手の経営規模の拡大を進める。

豊橋農協受託協議会メンバーは市内各地域の稲作オペレーターで構成されており、これらが本市水田農業の担い手となる旨各地域において合意及び認知される必要があるため、今後も地域での理解を得ながら担い手の育成を進めていく。

また品目横断的経営安定対策への加入要件を満たさない生産調整実施者には稲作構造改革促進事業により経営の安定を図り、将来の担い手になり得る経営体の育成、確保を図る。

### 土地利用集積の目標

水田面積 2397.4ha	現状 H18	H19 目標	H20 目標	H21 目標
集積面積 集積率	493.2ha (20.6%)	533.2ha (22.2%)	573.2ha (23.9%)	613.2ha (25.6%)

集積面積は、次ページからの担い手リストの認定農業者の集積面積（所有地、借入地、主要作業受託面積（注6））の合計。

### 担い手リスト

《リストは省略》

### (3) 地域水田農業ビジョン実現のための手段

#### 水田農業構造改革交付金の活用方法

##### 基本的な考え方

##### 産地づくり事業

水田農業における担い手への集積を促進するとともに、集積された水田での麦・大豆・飼料作物の生産意欲の向上を図る。

##### 稲作構造改革促進事業

品目横断的経営安定対策に加入していない者に対し、米の価格下落等の影響を緩和することで経営の安定を図り、将来の担い手になり得る経営体の育成、確保を図る。

#### 取り組み内容

##### 産地づくり事業

1. 担い手への集積要件及び作物要件を満たす水田に対し、麦、大豆、飼料作物の作付面積に応じて一定額を交付する。
2. 1.の交付要件を満たした麦・大豆の病害虫防除費用に対し一定額を交付する。
3. 利用権設定により水田を利用集積した担い手に対し、設定面積に応じて一定額を交付する。
4. JA 豊橋のこだわり米（減農薬米）を栽培する担い手に対し、通常栽培の米と比較したかかり増し経費（色彩選別機使用料）を出荷量に応じて交付する。
5. 協議会が行う豊橋産米の消費拡大、販売促進活動に対し必要な経費を交付する。

##### 稲作構造改革促進事業

品目横断的経営安定対策に加入していない者が、生産調整に取り組む場合、米の価格下落等の補てんとして一定額を交付する。

#### 助成要件

##### 交付対象者

水田農業構造改革対策実施要領第5の4の(1)のガイドラインのアに定める「生産調整実施者であって、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行なっている者」とする。

なお、交付金は下記に定める対象作物の作付けにかかる作業を実施している実際の耕作者に支払うことができるものとする。

(その他詳細は産地づくり計画書による)



交付要件及び交付単価

用途の名称等	交付単価	規模要件	その他の要件
<p>転作作物の作付けに助成 (水田麦・大豆・飼料作物利用集積助成)</p>	<p>60,000 円 / 10a</p>	<p>自作地、借入地(利用権設定によるもの)または作業受託等により 4ha 以上が担い手に集積されて作付けされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収穫物が販売されている。 (飼料作物については自給農家でない場合、家畜飼養農家との間で飼料作物供給契約が締結されている。)</li> <li>・ 麦・大豆・飼料作物が同一ほ場で栽培された場合はいずれかーのみの交付とする。</li> <li>・ ほ場は一枚を単位として作付けされていること。</li> <li>・ 作業日誌が記帳されている。</li> <li>・ 水田農業構造改革実施要綱・要領に定める助成水田のうち水稻の作付が可能な水田での作付。</li> <li>・ 1 作物につき 1 ha 以上の作付けがされている。</li> </ul>
	<p>加算金 10,000 円 / 10 a</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麦・大豆・飼料作物のいずれか 2 作物以上が同一年度内に同一ほ場に作付けされている。</li> </ul>
	<p>種子購入 麦 1300 円/10 a 代金への助成 大豆 1050 円/10 a 飼料作物 900 円/10 a</p>		<p>・ 上記交付要件を満たし、交付金が支払われた水田に播種された種子の購入代金(kg単価×10a 当り標準播種量)の 1/2 相当を 10 a 単価とし、各作物の作付面積に応じて交付する。(注 7)</p>
<p>高品質化等の取組に助成(麦・大豆病虫害防除費用助成) 麦・大豆の病虫害防除費用(薬剤費)に対し交付する。 麦 350 円 / 10 a 大豆 1550 円 / 10 a (注 8)</p>		<p>・ 上記の作物作付け助成の交付要件を満たす水田の麦大豆の病虫害防除にかかる薬剤費を防除面積に応じて交付する。</p>	

<p><b>農地の流動化に助成（利用権設定による利用集積助成）</b>          利用権設定により水田を利用集積した担い手に対し交付する。          20,000 円 / 10 a</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手が利用権設定により集積した水田であること。</li> <li>・ 利用権設定期間が 6 年以上であること。</li> <li>・ 交付年度は担い手が利用権設定した年度とする。</li> <li>・ 期限切れによる更新の場合についても同様の扱いとする。</li> </ul>
<p><b>米に助成（特色ある米づくりへの助成）</b>          JA 豊橋のこだわり米（減農薬米）を栽培する担い手に対し、通常栽培の米と比較したかかり増し経費（色彩選別機使用料）について交付する。（注 9）          色彩選別機使用料 600 円 / 60 kg</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JA 豊橋の定める栽培基準により栽培されていること。</li> <li>・ JA 豊橋のこだわり米として出荷されていること。</li> </ul>
<p><b>販売促進活動に助成</b>          協議会が行う豊橋産米の消費拡大、販売促進活動に対する経費を助成する。          お米についてのアンケート実施経費          豊橋産米の試食会開催経費等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動内容が豊橋産米の消費拡大、販売促進に結びついていること。</li> </ul>

<p><b>稲作構造改革促進事業</b>          品目横断的経営安定対策に加入していない者が生産調整に取り組む場合の米の価格下落等の影響を緩和する。          助成水準 水稲作付け 10 a 当り 4,000 円          この額は上限であり、実際の補てん単価は、産地づくり計画書に定める算出方法、単価調整の方法（注 10）に基づき算出する。          （減収の 9 割が上限）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品目横断的経営安定対策に加入していない生産調整実施者であつて、かつ、集荷円滑化対策加入者であること。</li> <li>・ 作付確定面積の範囲内で米穀の作付けを行った水田であること。</li> </ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

交付金の交付にあたって、小数点以下の端数については切り捨てるものとする。

交付金に不足が生じた場合は別に定める算出式（注 11）に基づき減額するものとし、残余が生じた場合については翌年に繰り越すものとする。

作業受託等とは全作業受託及び部分作業受託（3以上の主要作業）のことで、作業受委託契約を文書等により締結されているもの。

その他の事業の活用方法

活用すべきその他の事業の種類又は名称	事業の概要	効果
<p>団体営基盤整備促進事業（彦坂池下地区） （平成16年度～平成20年度の5ヵ年）</p>	<p>農業用排水施設 区画整理 農地造成（水田から畑への地目転換含む）</p>	<p>水田の畑地化の促進及び定着</p>
<p>団体営基盤整備促進事業（高塚一ノ沢地区） （平成19年度～平成22年度の4ヵ年）</p>	<p>農業用排水施設 区画整理</p>	<p>農地の集団化による耕作放棄地の解消及び畑地化の促進</p>
<p>集荷円滑化対策</p>	<p>豊作による過剰米を主食用米と分けて区分出荷し、出荷された米穀に対し一定額を融資するもの</p>	<p>豊作による価格変動を最小限に抑える。</p>
<p>品目横断的経営安定対策</p>	<p>担い手を対象に経営全体に着目し、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための補てんと収入減少の影響を緩和するための補てんを実施</p>	<p>担い手の経営を安定させ、意欲と能力のある担い手が中心となる農業構造を確立する。</p>

## 注意書き（注 ）についての説明

**P 1**

- （注1）本市水田台帳による対象水田面積
- （注2）平成16年生産農業所得統計より
- （注3）平成11年度に会員数17で発足

**P 6**

- （注4）平成19年4月1日現在の数
- （注5）平成19年4月1日現在の数
- （注6）主要作業とは、耕起・代かき、田植え（播種）、収穫

**P 10**

（注7）基準となる単価及び標準播種量

品名	単価（kg当たり）	10a 当たり標準使用量	10a 当たり種子代金	1/2 相当額
麦（農林61号）	336 円	8 kg	2688 円	$2688 \div 2 = 1300$ 円
大豆（フクユタカ）	420 円	5 kg	2100 円	$2100 \div 2 = 1050$ 円
飼料作物（ソルガム・イタリアンライグラス）	367 円	5 kg	1835 円	$1835 \div 2 = 900$ 円

飼料作物はソルガムとイタリアンライグラスをサンプルとし、kg単価は両者同価格である。

(注8) JA豊橋の麦、大豆の栽培ごよみにある防除回数、薬剤を基準とした。

	使用薬剤種類名	散布量(10aあたり)	薬剤単価	10aあたり単価
麦	チオファネートメチル水和剤	100 $\frac{g}{ha}$ (1,000倍液)	500g 1869円	$1869 \times 2 \times 100 \div 1000$ 350
大豆	テフルベンズロン乳剤	150 $\frac{g}{ha}$ (2,000倍液)	500ml 4116円	$4116 \times 2 \times 150 \div 2000$ 600
	エトフェンプロックス乳剤	150 $\frac{g}{ha}$ (1,000倍液)	500ml 3255円	$3255 \times 2 \times 150 \div 1000$ 950

適用病害虫

チオファネートメチル水和剤・・・赤カビ病防除

テフルベンズロン乳剤・・・ハスモンヨトウ防除

エトフェンプロックス乳剤・・・ハスモンヨトウ、カメムシ防除

P11

(注9) 一般米とこだわり米の出荷までの流れ

一般米

各圃場

刈取り

各ライス

検査

販売

(色彩選別機無し) 格付け

こだわり米

水稻V溝直播栽培、肥料、農薬(慣行栽培の半分の成分)の統一

こだわり米  
栽培圃場

刈取り

色彩選別機利用

検査

販売

(品質の向上、均一化) 格付け

(注10)

補てん単価の算出方法

県協議会が算出する市町村別基準収入、当年産収入を用いる。

・(基準収入 - 当年産収入) × 0.9が

助成水準を上回る場合は、助成水準が補てん単価

助成水準を下回る場合は「(基準収入 - 当年産収入) × 0.9」が補てん単価

・営農計画書に記載された主食用等水稻作付面積に10a当りの補てん単価を乗じることにより算出する。

単価調整の方法

産地づくり計画書に定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。

調整後の単価 = 調整前の単価 × {当初の助成水準の設定の際に推定した面積 / 営農計画書による面積}

(注11)

交付金に不足が生じた場合は、「水田麦・大豆・飼料作物利用集積助成」における「種子購入代金への助成」、「麦・大豆病害虫防除費用助成」、「利用権設定による利用集積助成」、「特色ある米づくりへの助成」を支払った後の金額を、「麦・大豆・飼料作物の作付け助成」及び「加算金」の支払い額とし、単価の調整は以下の算出式によるものとする。

**調整後の単価**

麦・大豆・飼料作物の作付け助成の単価 = 60,000 円 × 不足率

加算金の単価 = 10,000 円 × 不足率

不足率(小数点第5位以下は切り捨て) = { 交付金交付可能総額 - 協議会運営費 - ( 種子購入代金助成交付予定額 + 麦・大豆病害虫防除費用助成交付予定額 + 利用権設定による利用集積助成交付予定額 + 特色ある米づくりへの助成交付予定額 ) } ÷ ( 麦・大豆・飼料作物の作付け助成交付予定額 + 加算金交付予定額 )